

愛知県内の助成金取扱機関

助成金名	取扱機関
1 雇用調整助成金	A
2 労働移動支援助成金	A
3 特定求職者雇用開発助成金	B
4 高齢者雇用安定助成金	G
5 障害者トライアル雇用奨励金	B
6 障害者初回雇用奨励金(ファーストステップ奨励金)	B
7 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	D
8 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	B
9 障害者雇用安定奨励金	B
10 障害者職場復帰支援助成金	C
11 障害者作業施設設置等助成金	G
12 障害者福祉施設設置等助成金	G
13 障害者介助等助成金	G
14 重度障害者等通勤対策助成金	G
15 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	G
16 障害者職業能力開発助成金	D
17 トライアル雇用奨励金	B
18 地域雇用開発助成金	B
19 職場定着支援助成金	A
20 建設労働者確保育成助成金	A
21 通年雇用奨励金	A
22 両立支援等助成金	F
23 キャリアアップ助成金	C
24 キャリア形成促進助成金	C
25 職場適応訓練費	E

【取扱機関】

- A 愛知労働局 あいち雇用助成室 ☎052-219-5518
- B 愛知労働局 あいち雇用助成室 ☎052-219-5519
- C 愛知労働局 あいち雇用助成室 ☎052-688-5758
- D 愛知労働局 職業対策課 高齢・障害担当 ☎052-219-5507
- E 愛知労働局 地方訓練受講者支援室 ☎052-688-5755
- F 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課 ☎052-219-5511
- G (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 ☎052-533-5625

- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い

【助成金の具体例】

○労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」

○労働者の雇用維持を
図る「雇用調整助成金」

○退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」

○新たに労働者を雇い

- 「助成金の具体例」
- 労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」
- 退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 新たに労働者を雇い
- 「助成金の具体例」
- 労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」
- 労働者の雇用維持を
図る「雇用調整助成金」
- 退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 新たに労働者を雇い

- 「助成金の具体例」
- 労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」
- 労働者の雇用維持を
図る「雇用調整助成金」
- 退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 新たに労働者を雇い
- 「助成金の具体例」
- 労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」
- 労働者の雇用維持を
図る「雇用調整助成金」
- 退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 新たに労働者を雇い

厳しい経済環境、雇用環境が続いています。また、長時間労働は重要視されています。そのような状況の中、事業主の方々は、誰もが安心して働くことができる職場環境の実現を目指して、日々、労働管理や事業運営をされています。国はそのような事業主に役立てて

頂くために、雇用関係助成金の活用を促しています。受給対象となる事業主は、①雇用保険の適用事業所の事業主、②期間内に申請書類の申請を行う事業主、③支給のための審査に協力する事業主、です。つまり、原則、審査に必要な書類をきちんと整備、保管し、都道府県労働局等からの

助成金を受給できない事業場は、①不正受給をして3年以内に申請した事業主、又は、申請日後支給決定日までの間に不正受給をした事業主、②支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主、③支給申請の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行った事業主等、です。そして、助成金の支給申請期間は原則、申請が可能になってから2カ月以内です。これは、厳守してください。

○「助成金の具体例」
- 労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」
- 労働者の雇用維持を
図る「雇用調整助成金」
- 退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 新たに労働者を雇い
- 「助成金の具体例」
- 労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」
- 労働者の雇用維持を
図る「雇用調整助成金」
- 退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 新たに労働者を雇い

このように、従業員の確保、従業員の意欲・能力の向上の支援、職業生活と家庭生活の両立支援、障害者や女性が活躍しやすい職場環境の整備の支援、育児休業、介護休業の取得に関する支援等の取組に助成金制度が活用できます。職場環境が改善され、従業員のモチベーションや組織力も上がり、事業の生産性アップも期待できます。気になる助成金がありましたら、取扱窓口に相談してみたいかがでしょうか。

(樋口社会保険労務士事務所、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会)

社会保険労務士が答える
企業の労務管理
雇用関係助成金の活用

樋口ゆかり



10

必要な書類の提出や、実地調査に
応じることができない事業主である
ことです。活用できる助成金の種
類は、適用事業所の規模にあまり
関係ありません。ただし、中小企
業とそれ以外の企業では、申請要
件や支給要件、助成金の支給額が
異なるものも多々あります。おほ
むね、中小企業の方が助成金の支
給額が多いです。

○「助成金の具体例」
- 労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」
- 労働者の雇用維持を
図る「雇用調整助成金」
- 退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 新たに労働者を雇い
- 「助成金の具体例」
- 労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」
- 労働者の雇用維持を
図る「雇用調整助成金」
- 退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 新たに労働者を雇い

○「助成金の具体例」
- 労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」
- 労働者の雇用維持を
図る「雇用調整助成金」
- 退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 新たに労働者を雇い
- 「助成金の具体例」
- 労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」
- 労働者の雇用維持を
図る「雇用調整助成金」
- 退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 新たに労働者を雇い

○「助成金の具体例」
- 労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」
- 労働者の雇用維持を
図る「雇用調整助成金」
- 退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 新たに労働者を雇い
- 「助成金の具体例」
- 労働者の雇用維持を図る「雇用調整助成金」
- 労働者の雇用維持を
図る「雇用調整助成金」
- 退職する労働者の再就職支援を行う「労働者」
- 新たに労働者を雇い移動支援助成金
- 新たに労働者を雇い